

平 23 福情答申第 1 号  
平成 23 年 6 月 29 日

福岡市長  
高島 宗一郎 様  
(経済振興局産業振興部創業・経営支援課)

福岡市情報公開審査会  
会長 川 副 正 敏  
(総務企画局行政部情報公開室)

公文書公開請求に係る一部公開決定処分に対する異議申立てについて(答申)

福岡市情報公開条例(平成 14 年福岡市条例第 3 号)第 20 条第 2 項の規定に基づき、平成 22 年 12 月 20 日付け経創経第 507 号により諮問を受けました下記の異議申立てについて、別紙のとおり答申いたします。

#### 記

「セーフティネット保証制度で平成 20, 21 年度に代位弁済に至った企業の名前、件数、弁済金額、日付がわかる資料」の一部公開の件

答 申

**第 1 審査会の結論**

「セーフティネット保証制度で平成 20, 21 年度に代位弁済に至った企業の名前, 件数, 弁済金額, 日付がわかる資料」(以下「本件対象文書」という。)について, 福岡市長(以下「実施機関」という。)が行った一部公開決定(以下「本件決定」という。)は, 妥当である。

**第 2 異議申立ての趣旨及び経過**

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は, 平成 22 年 11 月 30 日付けで実施機関が異議申立人に対して行った本件決定を取り消すことを求めるというものである。

2 異議申立ての経過

(1) 平成 22 年 11 月 19 日, 異議申立人は実施機関に対し, 福岡市情報公開条例(平成 14 年福岡市条例第 3 号。以下「条例」という。)第 5 条の規定により, 本件対象文書について公開請求を行った。

(2) 平成 22 年 11 月 30 日, 実施機関は条例第 11 条第 1 項の規定により本件決定を行い, その旨を異議申立人に通知した。

(3) 平成 22 年 12 月 2 日, 異議申立人は本件決定について, これを不服として実施機関に対して異議申立てを行った。

**第 3 異議申立人及び実施機関の主張等の要旨**

1 異議申立人の主張

異議申立人は異議申立書において, おおむね次のように主張している。

税金による支援を受けた企業, 法人名は, 他の工事契約などと同様に開示されるべきである。また, 貸付から代位弁済までの期間も短く, 1 社あたり 2,500 万円程度の多額の資金を受けており, 開示する公益性は高い。

2 実施機関の主張

実施機関は、平成 23 年 1 月 24 日付け弁明意見書及び同年 3 月 24 日の当審査会第 2 部会における口頭意見陳述等において、おおむね次のように主張している。

(1) 緊急経営安定化特別資金（セーフティネット保証制度）について

ア 本市商工金融資金制度は、市が定めた資格要件を満たす中小企業者に対し、福岡県信用保証協会（以下「保証協会」という。）の保証付きで、長期、低利の事業資金を指定金融機関が融資し、地場中小企業者の事業の振興と経営の安定化を図ることを目的に実施しており、市、保証協会、指定金融機関の三者の緊密な連携のもとで運用されている。

イ 保証協会の保証に基づき金融機関が融資を行うため、中小企業者から金融機関への返済が滞った場合には、保証協会が中小企業者に代わって債務を一括して金融機関に支払うことになる。

保証協会は、全ての保証について日本政策金融公庫の信用保険制度を利用した保険をかけており、代位弁済をした場合、日本政策金融公庫から代位弁済額の 7 割から 8 割を保険金として受け取る。

本市は保証協会との契約に基づき、代位弁済によって生じた保証協会の損失の一部を補償することとなる。

ウ 上記制度において、取引先の倒産、経済事情の変動、金融取引の調整、災害その他突発的に生じた事由等により、経営の安定に支障を生じている中小企業者とその経営の安定のために必要とする資金について、保証協会が保証を行う制度をセーフティネット保証制度という。

また、セーフティネット保証制度の中で、中小企業者の主たる事務所の所在地を管轄する市町村長が、中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号）第 2 条第 4 項第 1 号から第 8 号のいずれかの認定を行った場合に、緊急経営安定化特別資金が融資の対象となる。

(2) 本件対象文書について

本件対象文書は市が上記制度に基づき損失補償を行う際に保証協会から市に提供された文書であり、代位弁済に至った中小企業者名、市への請求金額、代位弁済の金額等が記載されている。

(3) 本件決定について

代位弁済が実施された案件は、中小企業者による金融機関への返済が滞ったことに起因して生じたものであるが、当該中小企業者において、必ずしも倒産や自己破産等が行われているわけではなく、代位弁済後も、事業の継続や事業再生活動を行っていることが少なくない。

事業を継続している法人等にとって、金融機関への返済が滞って代位弁済となった事実を公表されることは、法人等の社会的評価や事業の信頼性を損ない、受注や売上高の減少を誘発し、結果的に、経営に支障をきたすことになり、法人等の利益を害するおそれがある。

よって、本件対象文書中の中小企業者名及び公開することで当該企業者名が特定されるおそれがある顧客番号、保証番号について条例第7条第2号に該当し、非公開としたものである。

#### 第4 審査会の判断

上記の異議申立人及び実施機関の主張に対して、当審査会は次のとおり判断する。

##### 1 本件対象文書について

(1) 本件対象文書は、セーフティネット保証制度を利用した中小企業者のうち、保証協会が代位弁済をした中小企業者の名称、市への請求金額、代位弁済の金額等で構成されている。

(2) 実施機関は、本件対象文書のうち、顧客番号、顧客名漢字、保証番号については、条例第7条第2号に該当するため、非公開としたものである。

##### 2 セーフティネット保証制度について

(1) セーフティネット保証制度とは、取引先の倒産、経済事情の変動、金融取引の調整、災害その他突発的に生じた事由等により、経営の安定に支障を生じている中小企業者がその経営の安定のために必要とする資金について保証協会が行う保証である。

(2) 前記保証が受けられるのは、「中小企業者の主たる事務所の所在地を管轄する市町村長」が中小企業信用保険法第2条第4項第1号から第8号

のいずれかの認定をした者であり，認定を受け保証協会又は金融機関の審査を通った者は，信用保証料や利用限度額において，一般的な保証と比べて優遇されている。

### 3 条例第7条第2号ア該当性について

本件対象文書のうち，実施機関が非公開とした情報について，条例第7条第2号アに該当するか否かを検討する。

(1) 条例第7条第2号アは，法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって，公にすることにより，当該法人等又は当該個人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものについては，同号ただし書に定める情報を除いて，非公開情報と規定している。

(2) また，「正当な利益を害するおそれ」とは，公にすることにより，法人等の事業活動に何らかの不利益が生じるおそれがあるというだけでは足りず，法人等又は事業を営む個人の正当な利益が，具体的かつ明らかに侵害されると認められる場合を意味すると解される。そして，その判断に当たっては，当該情報の内容及び性質，当該法人等又は事業を営む個人の事業内容，行政との関係，憲法上の権利の保護の必要性等を考慮して，総合的に判断する必要がある。「おそれ」の程度については，単なる抽象的な可能性ではなく，法的保護に値する高い蓋然性が求められる。

(3) 本件非公開情報は，セーフティネット保証制度を利用した中小企業者に関するものであり，中小企業者の資金調達や金融取引に関する経営上の内部管理情報である。

また，代位弁済に至っているという情報は，企業者である当該法人等の信用に関連するものであり，当該情報が公になれば，企業者としての信用力の低下，今後の取引等への影響が十分に考えられるところであって，当該情報が公になるとの懸念から制度の利用を控えるようなことになれば，セーフティネット保証制度自体の存在意義をも無にするおそれがあり，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

もつとも、代位弁済に至っているという状況を考えるならば、当該法人等の中には、現在は倒産・廃業等の状態にある可能性も十分考えられるところである。そして、その場合においては、事業を営む個人は別として、そもそも正当な利益を害する恐れもないというべきであるから、当該法人等の中の倒産・廃業等に係る法人の情報に限っていえば、これを非公開とすべき具体的なおそれがあるとはいえない。

そこで、本件処分に係る非公開の是非は、個別の法人について、非公開とすべき具体的なおそれがあるか否かを、それぞれの法人ごとに現在の経営状況をふまえて判断しなければならない。しかるに、実施機関によれば、各法人の個別の経営状況についての情報は、保有していないとのことであり、その当否は別として、当審査会は、その点についての具体的な判断をすることができなかった。

それを前提とすれば、対象法人のすべてが倒産・廃業等の状態にあるとはいえないことは明らかであるから、少なくとも現時点において、経営存続の法人の利益を保護するためには、そのすべてについて、非公開とせざるを得ない。

(4) したがって、条例第7条第2号アに該当し、非公開とすることが妥当である。

#### 4 条例第9条該当性について

次に、条例第9条該当性については、次のとおり判断する。

(1) 条例第9条は、公開請求に係る公文書に非公開情報が記録されている場合であっても、非公開情報の規定により保護される利益より優越する公益上の理由があると認められる場合には、実施機関の高度の行政的判断により公開することができることを定めたものであって、同条を根拠として公開すべきか否かの判断をする場合においては、当該非公開情報を公開する公益上の利益と、非公開情報を保護する利益との個別具体的な比較衡量による合理的な裁量を実施機関に認める趣旨と解される。したがって、同条の適用については、第一義的に、実施機関の判断によってなされるべきものであるが、なお、当審査会としては、裁量判断の是非という観点から、当該規定によって公開されるべきか否かを判断する余地があると考えるので、以下のとおり検討する。

(2) 本件についてみると、異議申立人は、福岡市の代位弁済補償により多額の公金が費やされていることから、市民に対して代位弁済に至った中小企業者名は公開されるべきであるという主張であると解される。

(3) しかしながら、本件において、代位弁済の総額、市への請求額等の金額については公開されているのであるから、これによって公金の支出等の妥当性如何を判断することは十分に可能であって、本件のようなセーフティネット保証制度により、保証や融資、限度額等の面で優遇されているとはいえ、結果として代位弁済に至った個々の中小企業者名を明らかにしなければ、それが困難であるとはいえない。また、本件においてその公開を必要とする特別な事情も伺えない。

したがって、本来非公開とすべき法人等事業情報を公開することが公益上優越するとの具体的な事情を確認することはできず、非公開情報の規定により保護される利益に優越する公益上の理由があるとは認められない。

(4) よって、条例第9条の規定にいう公益上の必要性が特に認められる場合にも該当しないといわざるを得ない。

## 5 付言

当審査会としては、本件結論に至る判断とは別に、情報公開制度が適切かつ円滑に運営される前提となる適正な公文書の管理の観点から付言すると、実施機関としては、当該法人に対して代位弁済に係る損失の一部を補償している以上、当該法人の倒産等の情報について第一次的に情報の管理をしていないとはいいながら、保証協会との協議を含めて、公開の可否に係る当該法人の経営状況等の情報の把握に努めるべきと考える。

以上により、本件決定について「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成22年12月20日	実施機関からの諮問
平成23年1月26日	実施機関が弁明意見書を提出
平成23年2月15日（第2部会）	審議
平成23年3月24日（第2部会）	実施機関より意見聴取
平成23年5月18日（第2部会）	審議

## 第6 答申に関与した委員

川副正敏，井上禎男，勢一智子，安河内恵子